

研究・イノベーション学会 表彰規程

第1条（目的） 研究・イノベーション学会は、科学技術に関する政策と経営の研究活動を活性化することを目的として、本学会の会員を対象として以下の賞を設ける。

第2条（賞の種類） 当学会の会長は、優れた論文に対して与える論文賞、研究者・実務家・行政官の一連の研究活動に対して与える学会賞、学会への貢献に対して与える功労賞、の3種類の賞を表彰する。

第3条（審査委員会） 受賞者を選考するための会長の諮問機関として、当学会内に、論文賞・学会賞審査委員会、ならびに功労賞審査委員会を組織する。なお、それぞれの審査委員会は、審査基準・選考方法等を定め、公表する。表彰審査委員会規程は別途設ける。

第4条（審査委員長） 論文賞・学会賞審査委員会ならびに功労賞審査委員会の委員長は、学会長により指名される。審査委員長名は学会員に対して公表する。

第5条（審査委員） 論文賞・学会賞審査委員会ならびに功労賞審査委員会の審査委員は、当該委員会の審査委員長により指名される。審査委員名は非公表とするが、任期満了後に公表する。

第6条（論文賞・学会賞候補者の推薦） 学会員は、自薦または他薦により、論文賞ならびに学会賞の候補者を推薦することができる。

第7条（規程の見直し） 本規程の見直しが必要な場合は、理事会において審議する。

※2006年10月理事会にて承認。同日施行。

※2018年10月学会名の記載を変更。理事会にて承認、同日施行。同年10月総会報告。